

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項（第二項）の規定によって、広島圏都市計画区域を次のとおり変更した。

令和四年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画区域の名称

広島圏都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島県広島市安佐北区三入東一丁目

広島県広島市安佐北区三入東二丁目

広島県広島市安佐北区可部町

大字桐原字山田一九五七番三から五まで、一九五八番一、一九五八番三、字長迫一九五九番一、一〇八〇八番一から七まで、一〇九二六番一、一〇九二六番三、一〇九二六番四、一〇九三七番、一〇九六二番二、字水穴一〇九二六番二、一〇九三四番、一〇九三五番、一〇九三九番

三 都市計画区域から除外される土地の区域  
なし